

# 山梨県公報

第千四百四号

平成十五年

八月四日

月 曜 日

## 目次

山梨県女性労働者就業実態調査の実施……………	五〇七
公共測量の実施……………	五〇七
開発行為に関する工事の完了について……………	五〇七

## 告示

### 山梨県告示第四百十三号

山梨県女性労働者就業実態調査を次のとおり実施するので、山梨県統計条例(昭和二十七年山梨県条例第十一号)第三条の規定により、告示する。

平成十五年八月四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

### 一 調査の目的

県内事業所における女性の雇用の実態、女性の雇用に対する事業主及び働く女性の意識等を把握し、今後の働く女性の環境づくりを推進するための基礎資料を得ることを目的とする。

### 二 調査事項

#### 1 事業所調査

- (一) 事業所の概要に関する事項
  - (二) 女性従業員の就業状況に関する事項
  - (三) 女性従業員の雇用管理に関する事項
  - (四) 女性従業員の就業援助制度に関する事項
  - (五) 男女の均等待遇に関する事項
- 2 個人調査
- (一) 個人及び家族に関する事項

- (二) 女性従業員の就業状況に関する事項
- (三) 女性従業員の職業意識に関する事項
- (四) 職業生活及び家庭生活に関する事項
- (五) 育児の支援に対する意識に関する事項
- (六) 女性従業員の就業援助制度に関する事項
- (七) 男女の均等待遇に関する事項

### 三 調査の範囲

#### 1 調査地域

山梨県全域

#### 2 調査対象

県内の従業員五人以上の事業所から無作為に抽出した二千の事業所及びその事業所に勤務する四千人の女性従業員

#### 四 調査の期日

平成十五年八月一日を調査基準日とし、同月五日から二十九日までを対象期間とする。

#### 五 調査の方法

自計式調査とし、調査票の配布及び回収は、郵送により行う。

## 公 告

### ● 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、平成十五年七月二十二日付けで都留市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成十五年八月四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

#### 一 作業種類 公共測量(都留市共用空間データ作成)

二 作業期間 平成十五年五月三十日から平成十六年三月十日まで

三 作業地域 都留市

### ● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に関する工事は、完了した。

平成十五年八月四日

山梨県知事 山本 栄彦

一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称  
中巨摩郡玉穂町下河東字茶道六五五の一二

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
甲府市堀之内町五百番地クラブ管理人室 中澤利文

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番